

令和元年度 「中山間地域等直接支払交付金」の実施状況について



写真：蕨野集落協定（相知地域）

令和2年8月

唐津市農林水産部農政課・各市民センター産業・教育課

目 次

I	制度の目的	1
II	本市の実施概要	1
III	交付金の詳細	2
IV	体制整備単価（通常単価）協定の取組状況	5
V	加算単価の取組状況	6
VI	過去5年間の推移	7
VII	制度の仕組み	8
	別紙①（集落協定書の主な内容）	9
	別紙②（過去5年間の推移（集落別））	19

I 制度の目的

中山間地域は河川の上流に位置するなど、その立地条件から国土の保全、水源のかん養、景観の形成などの多面的機能を有している。しかし、農業生産条件の不利性等から担い手が減少、耕作放棄地が増加し、その機能の低下が懸念されている。

このため、農業生産の維持を通じて多面的機能を確保・増進する観点から、自然的、社会的条件等が不利な中山間地域の地域振興立法指定地域等に対し、平坦地域との生産費格差の8割を補正する直接支払制度を実施する。また、併せて、将来にわたり農地が保全されるよう自律的かつ継続的な農業生産体制整備に向けた前向きな取組等を推進する。

II 本市の実施概要

○協定締結数

105協定 《うち体制整備単価協定：102協定（97%）》

※体制整備単価（通常単価）とは

将来にわたり適正に農地が保全されるよう、自律的かつ継続的な農業生産体制整備に向けて、地域の実情に即した前向きな取組等を実践することを要件とする交付単価（協定書の主な内容は別紙①のとおり）

○協定参加者数

延べ 3,630人（うち農業者数：3,339人、その他：291人）

○協定締結面積

1,994.6ha

【内 訳】

（単位：ha）

区分	通常単価協定	8割単価協定	計
	面積	面積	
田	1,642.5	16.6	1,659.1
畑	333.3	2.2	335.5
計	1,975.8	18.8	1,994.6

○交付金額

※単位未満は切り捨て（県費、市費については、単位未満は切り上げ）

354,892千円

（国庫：175,344千円、県費：89,774千円、市費：89,774千円）

Ⅲ 交付金の詳細

※単位未満は切り捨て

○ 地域別交付金額（多い順）

1	肥前地域	111,092	千円	(面積: 484ha、協定数: 23)
2	七山地域	67,958	千円	(面積: 431ha、協定数: 14)
3	唐津地域	58,597	千円	(面積: 336ha、協定数: 20)
4	鎮西地域	39,632	千円	(面積: 240ha、協定数: 19)
5	巖木地域	35,512	千円	(面積: 185ha、協定数: 10)
6	相知地域	21,830	千円	(面積: 118ha、協定数: 9)
7	北波多地域	13,093	千円	(面積: 124ha、協定数: 6)
8	浜玉地域	5,954	千円	(面積: 59ha、協定数: 3)
9	呼子地域	1,220	千円	(面積: 13ha、協定数: 1)

○ 協定集落別交付金額（多い順）

1	池原(七山)	16,995	千円	(面積: 77ha)
2	新木場(肥前)	16,423	千円	(面積: 66ha)
3	入野(肥前)	11,354	千円	(面積: 48ha)
4	天川(巖木)	10,931	千円	(面積: 46ha)
5	瓜ヶ坂(肥前)	9,917	千円	(面積: 36ha)
6	馬川(七山)	9,895	千円	(面積: 38ha)
7	湊(唐津)	8,387	千円	(面積: 37ha)
8	巖野(相知)	7,868	千円	(面積: 30ha)

※1協定集落当りの平均交付金額 338万円(平均面積: 19ha)

○ 交付金の使途

個人配分: 192,699千円(54.3%) 共同取組活動費: 162,193千円(45.7%)

【共同取組活動費の使途内訳】※前年度繰越金等含む

(単位: 千円、%)

項目	金額	全体に対する割合	前年度比
農道・水路管理費	41,406	20.3	115.9
役員報酬	19,572	9.6	99.2
農地管理費	27,197	13.3	137.1
鳥獣被害防止対策費	19,289	9.5	115.6
研修会費	2,688	1.3	135.8
共同利用機械購入費	25,419	12.5	232.8
多面的機能増進活動費	13,576	6.7	133.2
共同利用施設整備費	16,402	8.0	158.9
積立金	7,568	3.7	82.9
その他(事務費・会議費・次年度繰越金等)	30,924	15.2	130.1
計	204,041	100.0	128.9

【項目別にみる協定の上位】

1 令和元年度交付金額のうち共同取組活動費への充当金額

(単位：人、%、千円)

順	地域名	協定名	参加者数	共同取組活動費への充当		主な共同活動費
				割合	金額	
1	肥前	新木場	92	51	8,311	共同機械購入、農用地管理、鳥獣対策
2	肥前	入野	121	61	6,885	農用地管理、多面的機能増進活動
3	七山	池原	68	40	6,798	鳥獣対策、農用地管理
4	巖木	天川	30	50	5,465	農道・水路管理、鳥獣対策、共同施設整備
5	肥前	瓜ヶ坂	48	51	5,008	農道・水路管理、鳥獣対策

2 農道・水路管理費の支出金額

(単位：人、千円)

順	地域名	協定名	参加者数	共同取組活動費支出総額	摘 要
1	相知	千束	16	2,497	
2	肥前	入野	121	2,226	
3	肥前	瓜ヶ坂	48	2,223	
4	肥前	納所山ノ神	53	1,624	
5	巖木	瀬戸木場	19	1,605	

3 鳥獣被害防止対策費の支出金額

(単位：人、千円)

順	地域名	協定名	参加者数	共同取組活動費支出総額	摘 要
1	七山	池原	68	2,322	
2	七山	東木浦	61	1,332	
3	肥前	新木場	92	1,292	
4	巖木	天川	30	1,253	
5	肥前	梅崎	17	1,046	

4 農用地管理費の支出金額

(単位：人、%、千円)

順	地域名	協定名	参加者数	共同取組活動費支出総額	摘 要
1	肥前	入野	121	2,314	
2	七山	池原	68	1,974	
3	相知	蕨野	46	1,704	
4	七山	荒川	40	1,586	
5	肥前	切木	41	1,473	

5 農業者ひとり当たりの協定農用地面積（平均値）

（単位：人、m²）

順	地域名	協定名	協定参加者数	うち農業者数	協定農用地面積		
					合計	農業者ひとり当たり平均	（参考）参加者ひとり当たり平均
1	北波多	成淵	26	26	535,874	20,611	20,611
2	七山	狩川	15	15	274,445	18,296	18,296
3	北波多	志気	27	27	459,040	17,001	17,001
4	七山	池原	68	49	775,101	15,818	11,399
5	巖木	天川	30	30	467,718	15,591	15,591
全体		105 協定	3,630	3,339	19,946,426	5,974	5,495

6 農業者ひとり当たりの急傾斜農用地面積（平均値）

（単位：人、m²）

順	地域名	協定名	協定参加者数	うち農業者数	急傾斜農用地面積（田畑合算）		
					合計	農業者ひとり当たり平均	（参考）参加者ひとり当たり平均
1	巖木	天川	30	30	467,718	15,591	15,591
2	巖木	広川	15	15	220,357	14,690	14,690
3	唐津	重河内	17	16	213,564	13,348	12,563
4	七山	池原	68	49	651,634	13,299	9,583
5	七山	狩川	15	15	186,863	12,458	12,458
全体		105 協定	3,630	3,339	14,376,441	4,306	3,960

※急傾斜農用地面積には超急傾斜農用地を含む

【集落協定参加者、集落協定役員の年齢構成（令和2年3月末時点）】（単位：人、%）

区分	協定参加者数	割合	うち協定役員	割合
4 4歳以下	243	6.8	40	7.4
4 5歳～5 4歳	511	14.2	100	18.5
5 5歳～6 4歳	1,164	32.4	212	39.3
6 5歳～7 4歳	1,120	31.2	161	29.8
7 5歳以上	552	15.4	27	5.0
105 協定の計	3,590	100.0	540	100.0

※協定参加者総数 3,630 のうち、40 は法人・農業生産組織等のためカウントしない

IV 体制整備単価（通常単価）協定の取組状況

◆農用地等保全体制の整備・活動の実践（必須事項）

◆農業生産活動の体制整備のための選択的必須事項（A～C要件のうち1つ選択）

[A要件]

〔以下のうち2つ以上を選択。①又は⑤のイに取り組む場合は1つ以上を選択。〕

- ① 機械・農作業の共同化
- ② 高付加価値型農業の実践
- ③ 農業生産条件の強化
- ④ 担い手への農地集積
- ⑤ 担い手へ農作業の委託

ア 大規模経営者や法人等へ基幹的農作業1種類以上の農作業受委託契約の一定面積以上の増加

イ 大規模経営者や法人等へ田3種類、畑2種類以上の農作業受委託契約や利用権設定等の大幅な増加

[B要件]

〔集落協定に新たに1名以上の参加を得るとともに、以下のうち1つ以上を選択し、新規の参加者がその活動の主体となる〕

- ① 新規就農者等の確保
- ② 地場産農産物等の加工、販売
- ③ 消費、出資の呼び込み

（棚田オーナー制度、市民農園、観光農園、学校等と連携した体験農園、企業等による耕作を一定面積以上で実施）

[C要件]・集団的かつ持続可能な体制整備

〔農業生産活動等の継続のため、集落全体で支えあう体制を整備〕

体制整備単価（通常単価）要件の選択状況 【選択集落：102集落】

区 分	活動項目	協定数	
A要件	機械・農作業の共同化	0	
	高付加価値型農業の実践	0	
	農業生産条件の強化	1	
	担い手への農地集積	1	
	担い手への農作業の委託	0	
B要件	新規就農者等の確保	0	
	地場産農産物等の加工、販売	0	
	消費、出資の呼び込み	0	
C要件	集団的かつ持続可能な 体制整備 (複数選択集落あり)	組織対応型	15
		担い手型	10
		集落ぐるみ型	77
		その他	0



V 加算単価の取組状況

○**集落連携・機能維持加算**（複数集落が連携した広域集落協定が行う人材確保や集落間の連携活動体制づくり）
該当なし

○**小規模・高齢化集落支援**（協定集落が一定基準を満たす小規模・高齢化集落の農用地を取り込んで農業生産活動を行う）
該当なし

○**超急傾斜農地保全管理加算**（超急傾斜農用地【田：1/10以上、畑：20度以上】の保全や有効活用に取り組む）

取組協定数：43協定

対象面積計：546ha

加算金額計：32,747千円

超急傾斜農地保全管理加算要件の取組状況

項目	主な取組	取組協定数
保全活動	法面の維持・管理	2
	耕作道、ほ場進入路等の維持	4
	作業足場の設置、ほ場進入路の改良等	0
	農地の土壌保全（地区外からの土壌流入・流出防止）	0
	農薬散布等施設の整備	0
	共同防除体制の構築（へり防除等）	1
	鳥獣害防止施設（ワイヤーメッシュ・電気柵等）の設置・維持管理	38
販促活動	農産物PRのための共通パッケージ・パンフレットの作成・活用	13
	農産物の加工、直売所等での販売	0
	イベント・ホームページ等における農産物PR	17
	法面植栽、カバープランツ等による景観づくり	0
	環境に配慮した農業の取組による都市住民へのPR	0
	都市住民を対象にした交流事業（棚田ウォーク等）	26
	来訪者のための施設の設置・運営	0
	棚田オーナー制度の実施	0

VI 過去5年間の推移

○協定締結面積

(単位：h a)

区分	単価 区分	H27年度 ①	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度 ②	5年前との比較	
							②-①	②/①
田	通常	1,635	1,637	1,642	1,644	1,642	7	100.4%
	8割	16	16	17	17	17	1	106.2%
	計	1,651	1,653	1,659	1,661	1,659	8	100.4%
畑	通常	329	333	333	333	333	4	101.2%
	8割	2	2	2	2	2	0	100.0%
	計	331	335	335	335	335	4	101.2%
計	通常	1,964	1,970	1,975	1,975	1,975	11	100.5%
	8割	18	18	19	19	19	1	105.5%
	計	1,982	1,988	1,994	1,996	1,994	12	100.6%

○協定締結数

区分	H27年度 ①	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度 ②	増減数 (②-①)
通常単価協定	101	101	102	102	102	1
8割単価協定	3	3	3	3	3	0
計	104	104	105	105	105	1

○体制整備単価（通常単価）の面積割合

(単位：%)

区分	H27年度 ①	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度 ②	比較 ②-①
田	99.0	99.0	98.9	98.9	98.9	△0.1
畑	99.3	99.3	99.3	99.3	99.4	0.1
計	99.0	99.0	99.0	98.9	99.0	0

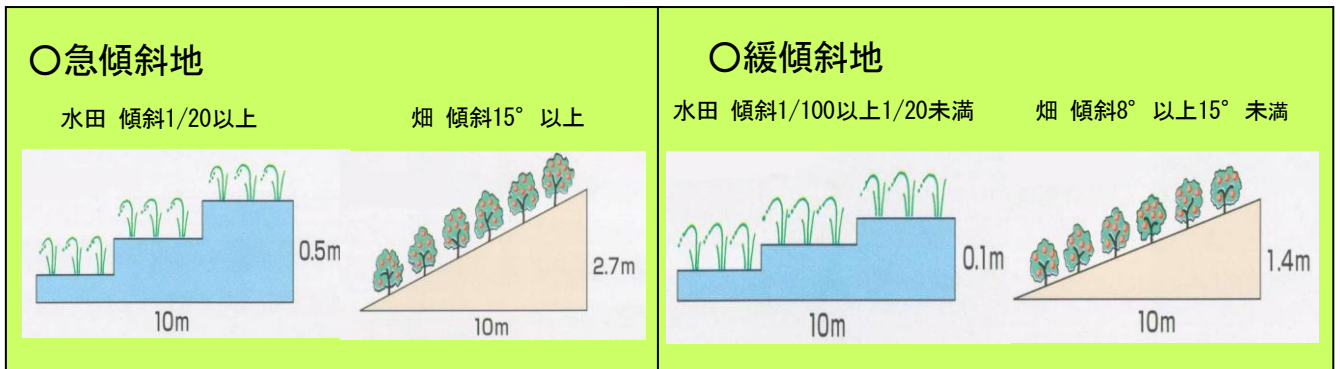
VII 制度の仕組み

○対象地域

- ・自然的、経済的、社会的条件が不利な地域振興立法の指定地域
(特定農山村法、山村振興法、過疎法、半島振興法、離島振興法)
- ・上記地域に準じた地域(知事特認地域)

○対象農用地

1ha以上の一団の農振農用地であって、次のいずれかの農用地



○交付単価

地目	区分	10a当たり単価
田	急傾斜	21,000円
	緩傾斜	8,000円
畑	急傾斜	11,500円
	緩傾斜	3,500円



体制整備単価

(通常単価)

※第1期対策と同額

※単価の交付要件については4～5ページ目を参照

- ・最低限の活動の場合は上記単価の8割が交付額となる
- ・超急傾斜農地【田：1/10以上、畑：20度以上】の保安全管理や有効活用などに取り組む場合は、上の単価に(超急傾斜農用地面積に対して10a当たり6,000円を)加算

○実施期間	第1期対策	平成12年度～平成16年度
	第2期対策	平成17年度～平成21年度
	第3期対策	平成22年度～平成26年度
	第4期対策	平成27年度～令和元年度

○対象者

集落協定に基づき農業生産活動等を行う農業者、生産組織等